

令和5年12月

年金を受けている方へ

## 「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」発送のお知らせ

「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」は、令和6年1月11日（木）より順次、住友生命から発送いたしますので、確定申告をする際にご使用ください。

企業年金基金が支給する老齢給付金（年金）は、「雑所得」として所得税の課税対象となります。

老齢給付金（年金）は、「扶養親族等申告書」の提出が適用されないことから、年金の支払時（年2回）に一律で源泉徴収（支給額の7.6575%）を行っております。

源泉徴収された所得税の還付等は、「公的年金等の源泉徴収票」を基に、確定申告により、ご対応ください。

### ◇「公的年金等の源泉徴収票」を紛失された方

再発行には1週間程度お時間がかかりますので、お早めにご連絡ください。

【ご依頼先】

TEL：03-3560-7017（受付時間 平日 9:00~17:00）